

【愛知県立東海南高等学校いじめ防止基本方針】

令和元年度改訂

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある許されない卑怯な行為です。

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」との意識を持ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組みます。また、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的かつ継続的に指導に当たっていきます。

本校の教育目標の一つである「豊かな知識を備え、自他の命を大切にすることができる人間」の達成に向け、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うための道徳教育と人権教育の充実を図ります。また、学校行事や体験活動等を通じて、生徒が、安心・安全に生活できる環境の中で、自己有用感や充実感を感じ、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに地域、家庭と連携して取り組んでいきます。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍する等の当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる 等

II いじめ防止対策組織について

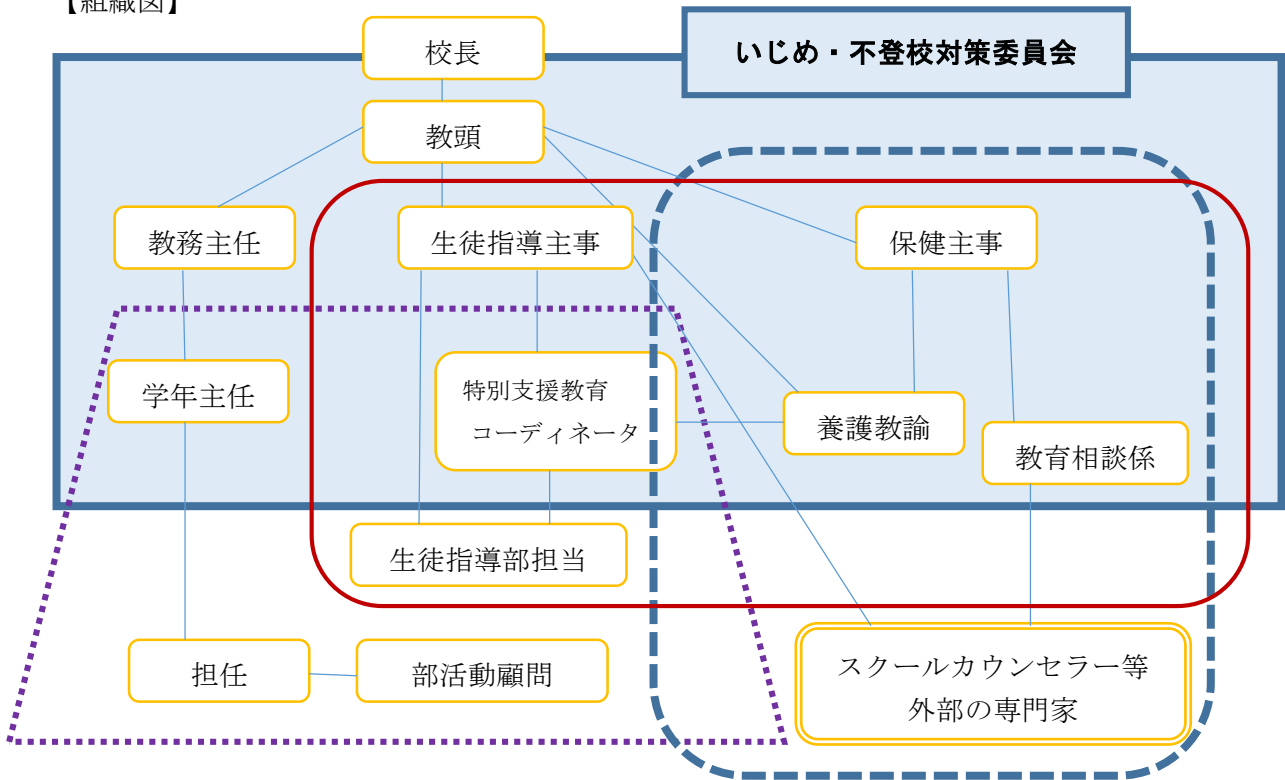
生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。




(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談係、学年主任、特別支援教育コーディネータ、養護教諭、(スクールカウンセラー)

【組織図】



※ , ,  は指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめ等では、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

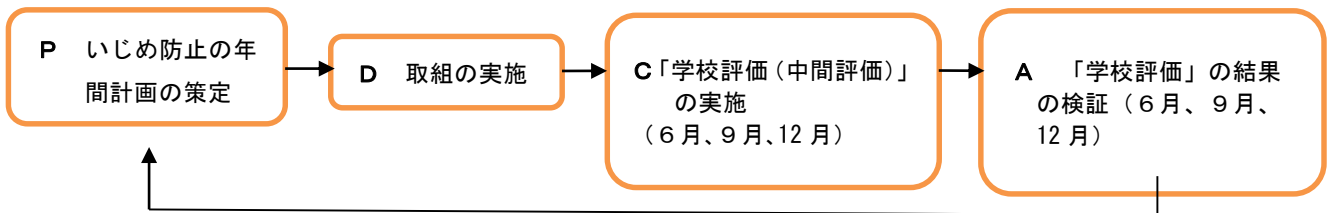
ウ 委員会の開催

定期的な委員会の開催は「毎月」を原則とし、必要に応じて随時開催する。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）

教育支援委員会は、取組が計画通りに進んでいるか、必要に応じ「いじめ防止基本方針」や計画の見直し等を行う。



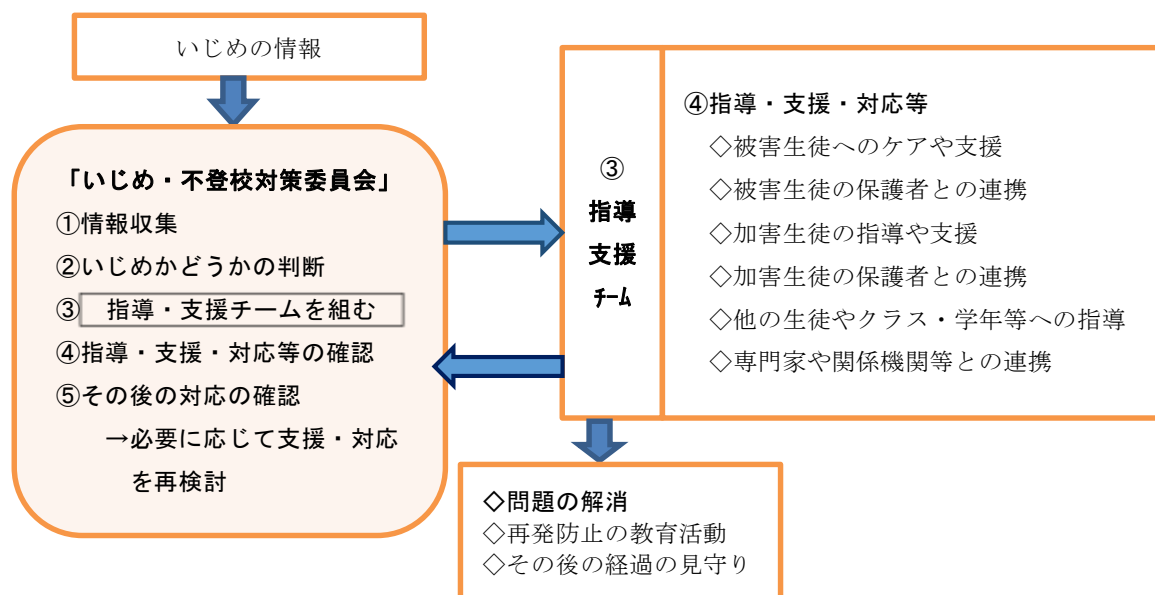
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「東海南高等学校いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年1回「いじめ・不登校」をテーマとしたケーススタディや講話を実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「東海南高等学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



※実際に対応するメンバー（指導・支援チーム）は、事案に応じて委員会が適切なメンバー構成を考える。
※事案に応じて柔軟に指導体制のメンバーを決める。また、対応する内容によってチームのメンバーは異なる。

オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）（p.7）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

※適切な専門家とは、スクールカウンセラー、警察関係者、さらには教育委員会に要請し、スクールカウンセラースーパーバイザーや弁護士等の派遣を依頼する。

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。

イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。

ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。

エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。

イ いじめの認知について

(ア) 毎日STにおける健康観察で生徒の状況をよく観察し、変化が感じられる場合は、速やかに個別面談等を行う。また、定期・不定期の個人面談等で、生徒の心身の状況や人間関係の悩み等にも注意を払う。

(イ) 次のもの（いじめを認知または、いじめの疑いがある場合）については、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。

- 生徒及び保護者から、いじめの訴えがあった場合
- 面談等で生徒がいじめと感じている、あるいは嫌な思いをしているという発言や相談があった場合
- 当該生徒意外の生徒や教員及びスクールカウンセラーから、いじめではないか、あるいはいじめに発展するのではないかとという指摘や相談があった場合
- 保護者や外部から、いじめではないか、あるいはいじめに発展するのではないかとという指摘や相談があった場合
- 「生活学習実態調査」（年2回）及び「いじめ・嫌がらせ等調査」（年2回）に、「いじめ」や「嫌な思いをしたことがある」、「見たことがある」等の記載があった全ての生徒
- その他、生徒の心身の状態の背景に、いじめの有無を検討する必要がある場合 等

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
 なお、警察署との連携は、「愛知県学校警察連携制度（平成26年2月5日協定施行）」に基づき、生徒の健全育成を趣旨に協力して行う。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
 また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- キ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

【 取組の年間計画 】

	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ・不登校対策の動き	保護者・地域との連携
年間・随時	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施(毎日) [全学年]㊦ ○スクールカウンセラー(S C)による相談の周知㊦ ○道徳教育(P T)[全学年]㊦㊧ ○個人面談[全学年]㊦ ○情報モラル教育[1年]㊦ 	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる教育活動における健康観察(毎日) [全学年] ○個人面談[全学年]㊦ ○担任会・学年会あるいは分掌会における生徒情報の共有 ○ネットパトロールによる報告の活用㊦ ○スクールカウンセラー(S C)による相談(月1~2回)㊦ 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」及び取組の周知 ○いじめ・不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○個人面談[全学年]㊦ ○クレペリン検査実施[1年]㊦ ㊧ ○遠足[1・3年]㊦ 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人面談[全学年]㊦ ○クレペリン検査実施[1年] ㊦㊧ ○遠足[1・3年]㊦ 		<ul style="list-style-type: none"> ○P T A 役員会・常任委員会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業[全学年]㊦㊧㊨ ○地域美化運動[全学年]㊦ ○S Cによる相談㊦ 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活学習実態調査実施[全学年]㊦㊧㊨ ○S Cによる相談㊦ 		<ul style="list-style-type: none"> ○P T A 総会・学年懇話会 ○授業公開

6月	○修学旅行[2年]㊟ ○公開授業[全学年]㊟㊤㊦ ○OSCによる相談㊦	○いじめ等に関する調査[全学年] ㊤㊦ ○OSCによる相談㊦		
7月	○校技バレーボール大会㊤ ○楠祭の準備[全学年]㊤㊦ ○薬物乱用講座[全学年]㊤ ○OSCによる相談㊦	○OSCによる相談㊦		○学校評議員会
8月	○楠祭の準備[全学年]㊤㊦ ○OSCによる相談㊦			
9月	○楠祭[全学年]㊤㊦ ○OSCによる相談㊦		○学校評価(中間評価)の実施・検証	○楠祭
10月	○授業研究㊟㊤ ○OSCによる相談㊦	○生活学習実態調査実施[全学年] ㊟㊤㊦ ○OSCによる相談㊦		
11月	○OSCによる相談㊦	○いじめ等に関する調査[全学年] ㊤㊦ ○OSCによる相談㊦		
12月	○人権教育[全学年]㊤ ○福祉実践教室[1年]㊤ ○地域美化運動[全学年]㊤ ○OSCによる相談㊦	○OSCによる相談㊦		
1月	○OSCによる相談㊦	○OSCによる相談㊦		○学校保健安全委員会
2月	○OSCによる相談㊦	○OSCによる相談㊦	○学校評価(自己評価)	○学校関係者評価委員会 ○PTA役員会・常任委員会
3月	○校技バレーボール大会㊤ ○情報モラル講話[合格者オリエンテーション]㊤		○学校関係者評価の結果検証と取組の見直し	○学校評議員会

㊟：総務部 ㊟：教務部 ㊤：生徒指導部 ㊦：保健部 ㊧：進路指導部 ㊨：学年会
 ㊩：情報研修部 ㊪：教科会

【 いじめの防止等に関する具体的な取組について 】

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	1 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。 2 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。 3 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。 4 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。	○PTの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」の活用した取組の実施(年3回→PT計画参照)㊟㊤㊦ ○分かる授業を目指した「授業改善」㊟㊤㊦ ○授業公開を実施(5月、6月、10月)㊟㊤㊦ ○「いじめ等に関する調査」の実施㊤㊦ ○個人面談の実施㊟ ○健康観察の実施㊟㊤ ○生活学習実態調査の実施㊟㊤㊦ ○人権教育㊤㊦ ○教科情報における情報モラル教育㊥	○公開授業(年1回:5月) ○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施 ○楠祭でのPTA活動

早期発見	<p>1 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>2 いじめを認知または、いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>3 定期的な「いじめ等調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知(「相談だより」の発行)㉔</p> <p>○「いじめ等に関する調査」の実施㉕㉖</p> <p>○個人面談の実施㉗</p> <p>○健康観察の実施㉘</p> <p>○生活学習実態調査の実施㉙㉚㉛</p>	
いじめに対する措置	<p>1 いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>2 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>3 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>4 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>5 いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>6 ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応(Ⅱの(2)エ「いじめに対する措置(いじめ事案への対応)(p.3)」参照)㉜㉝㉞</p>	
点検・検証・見直し		<p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(9月)及び「自己評価」(2月)を行い、その結果を検証する。㉟</p> <p>○検証に基づき、次年度に向けて「愛知県立東海南高等学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。㊱㊲</p>	<p>○学校関係者評価委員会(2月実施)で「自己評価」の評価を行う。</p>

㉔：総務部 ㉕：教務部 ㉖：生徒指導部 ㉗：保健部 ㉘：進路指導部
 ㉙：情報研修部 ㉚：学年会 ㉛：教科会 ㉜：いじめ・不登校対策委員会

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

